



Title	明治初年弘前藩における「帰田法」の推移と帰結
Author(s)	長岡, 新吉
Citation	北海道大學 經濟學研究, 14(2), 13-54
Issue Date	1964
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31119
Type	departmental bulletin paper
File Information	14(2)_P13-54.pdf



明治初年弘前藩における「帰田法」 の推移と帰結

長 岡 新 吉

は し が き

本稿の目的は、前稿¹⁾を承けて、廃藩置県を間にはさむ弘前藩「帰田法」のいわば第二段階たる士族への耕地分与過程を対象とし、その方法と経過ならびにそれによって創出された士族の土地所有の規模と内容を明らかにしつつ、それらが「帰田法」の結末にどう有機的につながっていったかを追っていきながら——さしあたってその角度から——明治維新の土地変革過程において占める弘前藩「帰田法」の位置と役割を再吟味²⁾してみようとする³⁾ことにある。

明治3年10月にはじまる弘前藩の「帰田法」がほぼ終局をむかえたのは「明治五年ノ秋」⁴⁾である。その間、4年7月の廃藩置県によって弘前藩は弘前県（→青森県）となり、統治機構としての藩体制は解体されている。藩体制即「帰田法」実施の権力機構であった以上、その解消を意味する廃藩置県が「帰田法」に重大な影響をあたえたことは想像に難くない。したがって、廃藩置県が具体的にどのような過程を通じて「帰田法」の内容にどのような影響をあたえ、それがまた「帰田法」の結末にどうつながっていったかを明らかにすることは、当然、本稿の主要な課題の一つとなっている。しかし、この廃藩置県ないしその後の中央政府の新政策の展開のみがこの「帰田法」の帰趨を決定したものとしては、事柄の本質を正しくとらえたことにはならない。前稿でも暗示しておいたように、廃藩置県前における地主からの強制的耕地買収過程⁵⁾も士族への耕地分与方針の決定過程およびその結果としての士族の土地所有の規模と内容に影響をあたえているのであり、それはそれ

で、廃藩置県後の「帰田法」の帰趨に一定の関連をもっていたと考えられるからである。つまり、「帰田法」における士族への耕地分与過程の特質は、まずもって、その前段階をなす地主からの耕地買収過程との関連において明らかにされなければならないのであり、したがって本稿の分析も、まず、廃藩置県前の耕地分与過程を具体的に跡づけることからはじめなければならない。

- 1) 拙稿「明治初年弘前藩の『帰田法』をめぐる地主と農民」（「北海道大学経済学研究」第13巻第3・4号所収）
- 2) ここで「再吟味」としたのは前稿冒頭でふれた丹羽邦男氏の所説を念頭においているからである。
- 3) 「帰田法」の歴史的意義を確定するためには以上の手続きのみでは十分とはいえない。それには少なくとも明治初年弘前藩の財政事情やそれと不可分の関係にある藩政改革の全容（「帰田法」はその一局面）、さらには廃藩置県後の地租改正・秩禄処分¹⁾の旧弘前藩およびその領域における具体的様相を明らかにする必要があり、その上で、「帰田法」をその中にどう位置づけるか、という角度から、より立入った検討を必要としよう。しかし、現状ではこれは今後の課題として残しておかざるをえない。
- 4) 『津軽承昭公伝』P.314

1. 耕地分与方針の決定過程（その1）

明治3年10月10日の木造村における「帰田法」実施の「告諭」の時点では、士族に対する耕地分与の方針はもとより耕地買収についても具体的方針は確定しておらず、その大綱がほぼ決定をみたのは同年10月18日の民事局租税署作成になる「概略手続」においてであったことは、すでに前稿で明らかにしたとおりである。「帰田法」の基本方針をひとまず策定したこの「概略手続」のなかで、耕地分与に直接関連するものはつぎの3カ条²⁾であった。

- 一 士族卒江田方御分与之義者村位田位之高下ニ随ひ出穀高之内御収納丈
ケ差除き其余作得米是迄之御給禄高江相当致し候様御割渡被仰付候様
但 作得米御給禄江相当致候様御割渡被仰付候而も村所遠近地所善悪

も有之義ニ付役禄之高下を不論鬪取を以分賦被仰付候様

- 一 前件田方御分与被仰付候得者小作人共是迄之地頭ニ離れ新ニ士族卒江相属し候ニ付先地頭江不義理等無之様猶又士族卒ニ者小作人共耕作取世話成丈ケ取尽可申候得共先地頭之者ヘ不行跡之義も可有之ニ付夫喰借付等之義役向ニ而入念取扱致し候様被仰付候様

- 一 引越士族卒江高反別ニ応し屋敷地并裏畑共御割渡被仰付候様

但 村々明屋敷及生畑之分者御買入荒地空地之分者屋敷成之上御渡被仰付候様

おわりの2カ条は後段であらためて取り上げることとし、ここでさしあたって注意をうながしておきたいのは前稿でも紹介した最初の1条である。すなわち、そこでは士族に対する分与耕地面積算定の基準と耕地の配分方法が明示されており、(1)分与耕地面積はその分与地からの「作得米」（収穫高から貢租を控除した部分）が家禄とほぼ一致するように士族の家禄の多寡に応じてこれを決定し、(2)分与地の所在地は役禄の高下によって区別せず同列に抽籤でこれを決定することとしている。「概略手続」における耕地分与についての規程はこれのみであり、たとえば、耕地分与の対象となるのは士族・卒全員かそれともその一部かといった点はまだ明確にされていない。

ところで、前稿でみたように、地主からの耕地買収方針は「概略手続」によって確定したわけではなく、「帰田法」実施発表直後からの地主・農民のあいづく分地許可願・質地請戻し願に直面して藩当局は当初の耕地買収方針の再検討の必要に迫られ、間もなく地主・農民に部分的に譲歩する形で方針を修正するにいたったのであり、それは藩がはじめに予定していたと思われる買収耕地面積を減少させる結果をもたらすにいたった。士族に対する耕地分与方針は、少くとも配分耕地面積算定基準にかんするかぎり、地主からの買収耕地面積に制約されざるをえず、したがって、地主・農民への部分的譲歩を内容とする如上の耕地買収方針の修正は、当然、「概略手続」に盛られた耕地分与方針にも改訂を要請することとなる。つまり前稿で明らかにした耕地買収方針の修正過程は同時に耕地分与方針の修正過程ともなってあらわ

れざるをえなかったのであった。

「概略手続」作成後、10月（日欠）、租税署は耕地配分基準にかんし再度つぎの伺を藩庁に提出した。²⁾

御買入田畑土族卒江御分与之義村位田位之高下＝随ひ作得米御給禄江相当致候様御割渡之義評議申上御聞届被仰付候得共段々取調＝向候処御給禄高三百五拾俵已下拾俵＝至迄数十等之段取巨細御割渡＝而者取調方手数者申迄も無御座村吏実地＝向反別逸々分裂も難相成候間御改正減禄等級＝擬ひ左之通

御給禄高

一 貳百俵已上

此反別六町歩 （中村中田之見込＝而

分米六拾石

但 村位田位之高下＝随ひ反別増減有之事

右 同

一 百五拾俵已上

同四町五反歩 右 同

分米四拾五石

一 百俵已上

同三町歩 右 同

分米三拾石

一 八拾俵已上

同貳町四反歩 右 同

分米貳拾四石

一 六拾俵已上

此反別壹町八反歩 （中村中田之見込

分米拾八石

一 四拾俵已上

同壹町貳反歩 右 同

分米拾貳石

一 三拾俵已上

同九反歩 右 同

分米九石

一 貳拾俵已上

同六反歩 右 同

分米六石

一 拾五俵已上

同四反五畝歩 右 同

分米四石五斗

右之通九等級被差立御分賦可被仰付候哉

尤拾五俵已下之族も追而御評定之□＝而御分賦被仰付候へ、左之通可被仰付候哉

拾五俵以下一軒

拾三俵宛

此反別三反九畝歩

分米三石九斗

右之通可被仰付哉此段申上候以上

この租税署の新たな耕地配分案の骨子ないし特徴はつぎの三点に集約されよう。(1)家禄相当の「作得米」を配分耕地面積算定基準とした「概略手続」の方針を改め、その基準を「分米」に求めていること。(2)耕地は家禄 100 俵につき分米 30 石（中村中田として 3 町歩）の割合で 3 年 6 月決定の禄高等級に応じてこれを分与すること。文中「御給禄高三百五拾俵已下拾俵＝至迄数十等之段取巨細御割渡＝而者取調方手数者申迄も無」く、とあるが、200 俵より 15 俵までの家禄 9 等級は既定のものであるから、ここで等級「数十等」とは賞典禄、勤料をふくめた場合の禄高の差等を指していると考えられる。したがって、家禄 9 等級に応じたここでの耕地配分方針は、「概略手続」においては禄高に賞典禄等をふくめるか否か曖昧であったのに対し、賞典禄

等は除き本来の家禄のみを基準にすることを明確にしたものといえよう。

(3)耕地分与はさしあたり家禄15俵以上の士族・卒を対象とすること。ただし15俵以下についても場合により耕地を分与するとすれば、一率に家禄13俵とみなし同様の算定基準にしたがい分米3石9斗の耕地（中村中田として3反9畝）を支給すること。

それでは、配分耕地面積だけについて、この耕地配分案と「概略手続」のそれとを比較してみれば、どうなるであろうか。分与耕地からの「作得米」が家禄と等しくなるように家禄の多寡に応じて耕地面積を算定しこれを分与する、という「概略手続」の方針を、いま、家禄100俵の士族の場合にあてはめて、その分与耕地面積を仮に計算してみれば、つぎのようになる。家禄100俵は俵4斗として40石。中村中田の推定反当収穫高は1石5斗で、6公4民の定免制を前提とした場合中村中田の反当分米1石から徴収される貢米は6斗となるから、中村中田反当「作得米」はこの差額9斗となる³⁾。したがって、「作得米」40石の田地は4町4反4畝ということになり、これが家禄100俵の士族に分与される中村中田の場合の耕地（田地）面積である。もちろん、これは正確な数字とはいえない。たとえば、反当収穫高1石5斗は当時としてはやや過大な数字といえる。しかし、反当収穫高をより少く見積れば、それだけ「作得米」は小となり、またそれだけ分与耕地面積は大となるはずであって、4町4反4畝という面積それ自体は決して過大であるとはいえないであろう。とすれば、租税署の上掲の新たな耕地配分案が、「概略手続」のそれより士族への分与耕地面積が小となるように耕地配分基準を修正したものであったことは、ほぼ明らかであるといつてよい。前者の基準にしたがえば配分耕地面積は家禄100俵の士族の場合中村中田3町歩であって、後者より1町4反4畝減となっているのである。

とすれば、こうした耕地分与方針の変化は一体いかなる理由によるものか。これは、いうまでもなく、この伺が出された時期に藩が当初の耕地買収方針を地主・農民に部分的に譲歩する形で修正せざるをえなくなっていたことによるものである。つまり、「概略手続」の耕地買収方針を、結果におい

買収耕地面積が減ずる内容のものに修正せざるをえない事態に当面した時、藩当局は、耕地分与方針についても、分与耕地面積を減少させる内容のものに耕地配分基準を改訂せざるをえない立場に立たされるにいたったことを、この租税署の新たな耕地配分案は意味しているのである。

しかし、この耕地配分案もけっして最終的なものとなりえなかった。耕地分与方針は、耕地買収方針が決定をみ、それにもとづいて耕地の買収が完了し、一定面積の耕地を藩が確保した上ではじめて最終的に確定しうる性質のものだからである。上掲の租税署の伺に対する藩庁の指令は⁴⁾

本文仮規則先ツ御聞届之部ニ候得共追而調済迄見合之事であり、これはこの間の事情をよく物語っている。

耕地分与方針は、それでは、いつ決定をみ、それはどのような内容のものであったか。その点の検討に移る前に、方針確定にいたるまでのその後の経過をかんたんに跡づけてみよう。

藩の耕地買収方針がほぼ決定をみたのは3年閏10月末であったが、たとえば、所定の年齢に達した者にかぎり面積に制限を付して分地を許可する旨の布告が出されたのが11月であるように、11月中にはまだどの程度の面積の耕地を買収しうるかは藩としても最終的に確定しえなかったと思われる。また、11月は、地主・農民からの分地許可願、質地請戻し願を個別的に検討しそれをどう処理するか、といった問題を藩当局がなおかかえていた時期でもあった。⁵⁾しかし、翌12月25日、藩が下記のような「帰田法」実施の申謀を中央政府に対して行った時には、「帰田法」実施の最終的な見通しがすでについていたと考えられるから、2,945町歩余の田畑の確保もこの時点では決定をみていたものとしてよからう。

当藩士族卒、従前弘前表仕居仕来候処、追々被仰出候御趣意ニ対し、頗る不体裁之儀ニ愚考仕候。加之士族卒減禄之末、自然家計立兼候而者、御趣意之本体を妨、全く貫徹ニ至兼候様奉存候。随而、管地之内、便宜ニ随ひ夫々碁布土着為致、往々力食之基本をも相立させ度趣意を以、富豪有余之田畑買上げ、多少授産、銘々生業相励せ度奉存候。

猶又、農家人員相増候上ハ、開墾等も行届、只管地力を尽し候様致度奉存候間、不苦儀ニ御座候ハバ、此節より取運び連々土着為致度、此段奉伺候。以上。

庚午十二月二十五日

弘前藩知事 津 軽 承 昭

弁 官 御 中

これに対し、政府は、翌4年1月25日、「伺之通」と指令、これを許可をした。

これ以後数カ月間の「帰田法」にかんする具体的方針の立案・策定過程の詳細は不明である。一定面積の耕地を確保しえたこの段階では、耕地買収方針策定の場合とは異なり、対地主・農民の問題は解消していたはずであるから耕地配分にかんする技術上の問題がそこでの主たる審議の対象となっていたであろう。そして、その過程で、租税署⁶⁾を中心に耕地分与にかんする具体的方針が練り上げられていったものと思われる。たとえば、1月27日租税署は耕地分与に関連し、(1)分与耕地の士族双方の申合せによる交換、および農民所持地との交換を許可し、また(2)従前の土着士族については、そのままその居住村所における居住を承認すること、などを取り決め、藩庁に伺を出している。⁷⁾さらに時期はやや下るが、同じく租税署は、4月15日、つぎのような伺を提出し、藩庁はこれを裁可している。⁸⁾

租 税 署

御買入畑方之内上野下野銀納畑之儀者兎角小切之毛勝に而地味格別甲乙有殊ニ近傍御買入田方不足ニ付組合せ分賦茂相成兼割合高より差除尚又物成畑之内ニも些少之地面に而割入難相成差除候分共御不用ニ相成候間持主江御返可被仰付哉此段奉伺候以上

四月十五日

これにより、地主から買収された畑地の一部は、旧地主に返却されることになった。

ともかく、このようにして、明治4年1月の中央政府の「帰田法」実施許

可後約3カ月の間においてはじめて耕地分与方針は決定をみることとなった。同年4月22日布達の「田方御分賦并在着規則」⁹⁾がそれである。

知藩事および大参事の「告諭」ならびに「演説」とともに布達されたこの「規則」は全18カ条、大別して (イ)耕地の分与対象および耕地・屋敷地配分方法にかんする規程(第1～7・12・14条) (ロ)耕地分与・農村移住後の給禄、諸負担および勤仕にかんする規程(第9・11・13・16～18条)、(ハ)耕地分与後の小作料および小作人の取扱いにかんする規程(第8・9・15条)、(ニ)その他(第10条)より成っている(ただし第9条は(ロ)(ハ)両方に関係している)。

このうち、行論上さしあたって必要なのは(イ)であるが、そこでの重要な規程を摘記すれば、つぎのとおりである(カツコ内のアラビア数字は「規則」全条に付した通し番号。以下同様。)

(1)一、士族卒御給禄拾五俵以上高ニ応シ田方御分賦被申付候之事

(2)一、御分賦田方反畝配賦之儀者分米高を本とし御給禄百俵に付分米貳拾四石積を以反別分割被申付候事

但小切之田方配賦之儀ニ付多少分米之過不並ニ田位ニ寄反別増減可有之事

(3)一、反別割合之儀者此節調中ニ付地面検査之上水帳相渡可申事

(4)一、地元割当村所之儀者圖拔之上御分賦申付候事

(7)一、畝田及御買上ニ相成候面々御給禄高ニ応シ右田方御分賦之上在着願出候分者御差許被申付候事

但御給禄ニ応シ半高以上御買上之分者不足丈手寄村所ニ而御割渡被申付半高未滿之部者御採用不相成候事

このうち、(4)は「概略手続」中にすでに盛られていた、分与耕地の所在地決定は抽籤で行うという方針をそのまま生かし、それを明文化したものであり、(7)は従前開墾等により私的土地所有を認められ「帰田法」実施にあたりその所有地を藩に引き掲げられた士族に対する耕地の配分方法を規定したものである。注意を要するのは最初の2カ条である。

すなわち、まず第一に、耕地分与の対象は家禄 15 俵以上の士族・卒と規定された。さきの租税署伺における耕地配分案では家禄 15 俵以下の士族・卒に対しても耕地が分与される場合があることを前提にその耕地配分基準が策定されていたのであるが、この「規則」では家禄 15 俵以下はまったく対象からはずされている。これは、当初の耕地買収方針を修正した最終的な買収方針にもとづいて藩の手に帰した耕地面積では家禄 15 俵以下の者に対しては耕地を分与する余裕がなくなったことにもとづく方針の変化とみることができる。同じ事情は耕地配分基準にも影響をあたえずにはおかなかった。すなわち、第二に、耕地は分米を基準に家禄 100 俵につき分米 24 石の割合で家禄高に応じて配分することとされ、前記租税署伺（修正案）の場合より 100 俵につき分米 6 石の減少となっている。つまり、「概略手続」→修正案→「田方御分賦并在着規則」の過程で、配分耕地面積は、中村中田の場合で家禄 100 俵につき 4 町 4 反 4 畝→3 町→2 反 4 畝と削減されているのである。耕地買収方針の変化による買収耕地面積の減少に規定された耕地分与方針（耕地配分基準）変化の跡を、ここにはっきり見出すことができよう。さしあたって注意を喚起しておきたいのはこの点である。最終的決定をみた家禄 100 俵につき中村中田 2 町 4 反歩（中村下田一分米 8 斗一では 3 町歩）という耕地配分基準が家禄 15 俵以上の士族・卒全員にとってどのような経済的意味をもつものであったか、は後段でおいおい明らかにされるはずである。なお、第 2 条に「御給禄百俵」という場合、その「給禄」に賞典禄等をふくむものかどうかは条文からは明らかでないが、後段でみるように、耕地は賞典禄等をふくむ実際の支給禄高に応じて配分されている。したがって、この「規則」においては、この点についても前記租税署作成の耕地配分案が再度修正されたものとみななければならない。

つぎに、行論の便宜上、さきに(四)として一括した条項のなかの重要な規定をあげておけばつぎの二つである。一つは、「在着致候共御給禄之儀ハ是迄之通被下」としていること（第 9 条）。その場合家禄は「最寄倉廩渡」しであった（第 13 条）。いま一つは、「田方之義ハ給禄と相替物成ハ勿論地方

一切之諸役農家並合相勤可申事」とされている点で、ただその場合「夫役等直勤相成兼候分ハ時々振合之通雇錢ニ而差出」すことが許されており、また戸割人割人別割等之諸公事」は免除されている（第11条）。このうち、とくに第一の規定は、家禄の代りに耕地を分与された他藩の「帰田法」に対する弘前藩のその特殊性を示すもので、弘前藩の「帰田法」の性格を論ずるにあたって当然いま一度取り上げなければならぬ重要な規定であるが、ここではその重要性をたんに指摘するだけにとどめておきたい。

以上、主として耕地配分基準の変化に着目しながら、耕地分与方針の決定過程を跡づけてきた。しかし、耕地分与方針決定過程の検討は、もちろん、これで尽されているわけではない。弘前藩「帰田法」の維新の土地変革過程に占める位置と役割は、この耕地分与によって創出された士族¹⁰⁾の土地所有の内容の解明をまっしてはじめて問題にしうるはずだから、たんに配分耕地面積だけでなく、この土地所有の内容にかかわる耕地分与方針の決定過程が、あらためて検討される必要があるのである。そして、そこでは、耕地分与方針の決定過程で、旧藩時代に成立していた地主・小作関係が藩によってどのように処理され、士族の土地所有がそれとどのような関係に立つものであったかが明らかにされねばならない。なぜなら、後述のように、士族への分与耕地の大半は小作地であったと推定されるからである。

以下、節をあらためてこの点の検討に移ろう。

- 1) 「田畑御買入一件留 三」（弘前市立図書館蔵。以下の基礎史料もとくに断らないかぎりすべて同館所蔵のものである）
- 2) 同 上
- 3) この試算例については前掲拙稿 P. 124 をも参照されたい。
- 4) 「田畑御買入一件留 三」
- 5) 『津軽歴代記類』下（みちのく双書第8集）P P. 367～8
- 6) 明治3年11月18日の機構改革により民事局は廃止され、租税署は藩庁の一分課となった。
- 7) 「明治四年辛未年 諸稟底簿 従正月廿日 藩庁」（以下、「諸稟底簿」明治4年1月20日以降、というように略記する）
- 8) 「諸稟底簿」明治4年4月21日迄

- 9) 「諸稟底簿」明治4年4月22日以降、および『青森県史』第3巻P.859～862. ただし両者には字句に若干相違がある。以下の引用は前者に拠っている。なお、この「規則」は前掲『津輕歴代記類』P.373～4にも掲載されているが、それには条項の多くが脱落している。また、これによると「規則」末尾に「未二月」とあり、布達年月は明治4年2月であるかのようにあるが、前掲「諸稟底簿」4月22日の条に「同日十五俵以上士族卒出庁許見被申付候 御告記并演説書在着規則共左之通」とあり、「規則」末尾の年月も「未四月」とあつて、4月22日であることは間違いない。この点『津輕承照公伝』P.300の記述は正しい。
- 10) さしあたり丹羽邦男『明治維新の土地変革』P.34～36参照
- 11) すでに明らかとなおり、耕地分与の対象となつたのは家禄15俵以上の「士族」と「卒」である。したがつて、以下でも記述を簡略するためたんに士族とだけ記す場合もあるが、これには卒の一部も含まれているものと解していただきたい。

2. 耕地分与方針の決定過程（その2）

「帰田法」が士族の「帰田」（または「帰農」）を目的とするものであった以上、耕地分与はその分与地の所在村またはその近傍の村への士族の移住と本来不可分のものであった。したがつて、すでに早く藩當局は「概略手續」において、前出のとおり、耕地分与と同時に「屋敷地并裏畑」を分与する方針をたてている。「田方御分賦并在着規則」¹⁾において、この点は下記のようにさらに明確に規定された。

(5)一、御割渡屋敷地居下物成之儀ハ並合之通上納可致事

屋敷地割合左ニ

百五拾俵已上	壹反五畝歩宛
四拾俵已上	壹反歩宛
拾五俵已上	六畝貳拾歩宛

但壹反歩之内四畝歩者屋敷六畝歩者裡畑之釣合ニ而割合候事余者準之

(6)一、屋敷地之儀ハ引越順次を以相当之分ハ望之場所御割渡之事

ところで、農村移住後分与耕地は士族によってどう利用さるべきものであったろうか。前記の知藩事から中央政府に対する「帰田法」実施伺の一節に「管地之内、便宜ニ随ひ夫々碁布土着為致、往々力食之基本をも相立させ度

趣意」とあることから推察すれば、藩当局のねらいの中心は、耕地を分与し士族を農耕に従事させること（士族の「自作農」化）にあったと考えられなくはない。当初の耕地配分方法において「作得米」が配分耕地面積算定基準となっていたことも、こうした想定を可能ならしめる。しかし、旧地主または旧土着士族の手作り地であればともかく、分与耕地が小作地であった場合には、分与耕地の士族による直作は、従前の小作人の耕作権と抵触するはずである。藩が確保した耕地 2,945 町 2 反歩余中小作地がどの程度の割合を占めていたかは現在のところ不明である。ただ、この耕地面積中 20 町 3 反歩²⁾は「組備官田」であり、旧土着士族 104 名（卒 8 名を含む）より引き揚げた部分は田地 140 町 7 反 畑地 13 町 3 反、合計 154 町歩³⁾にすぎず、ほかに社寺院より引き揚げた部分がふくまれているにしても、大部分は在方および町方の地主から買収ないし献納せしめた耕地であったとみてよく、しかも、それらは田地 10 町歩以上（田畑 15 町歩以上）地主のいわゆる「余田」であるから、その大半は小作地であったとみて間違いはない。とすれば、当然、分与耕地における小作人の耕作権が「帰田法」においてどう取り扱われたかは、検討を要する主要な問題となるはずである。

さて、地主からの買収（献納）耕地が小作地（史料上の表現にしたがえば「作人附」）であった場合、耕地分与後小作人の耕作権を奪い、それを士族に直作させることを当初から藩が企図していなかったことは、3 年 10 月木造村における「帰田法」実施の「告諭」の際の租税掛大属「演説」⁴⁾の一節に

一、御買上田方は迄作人附之分ハ従前之通無疑念耕作いたし決而動揺ケ間敷義無之様村役并地頭共ニ而能々懇切相諭し不都合無之様可申付候事とあることによって明らかである。前文に「士族卒并社寺院其外とも取持田方御買入之義ニ付左之通御布令被仰付候様」とある 10 月（日欠。ただし木造村における「告諭」以後）租税署作成の布告案⁵⁾の 1 条にも

一、御買入田畑従来作人附之分者は迄之通無疑念出作致し候様とあり、また同一内容の条項は同月（日欠）作成の支藩黒石領内への布告案⁶⁾にもみえる。

「概略手続」においては小作地・小作人にかんするさらに立ち入った取扱の方針が策定されている。前節にかかげた3カ条中の1条がそれである。

すなわち、そこでは、耕地分与後小作人は「是迄之地頭ニ離れ新ニ士族卒江相属」すこととされ、それを前提に、藩は、小作人が耕地分与後士族を新たに地主として従来どおり耕作に出精することを要望しつつも、なによりもまず小作人が旧地主から離れるにあたり「不義理」「不行跡」が生じないよう村役人等で十全の処置をとるべきことを要請しているのである。「不義理」「不行跡」の意味は必ずしも明らかでないが、おそらく小作料の滞納などを指すものであろう。「夫喰(米)⁷⁾」(備荒貯蓄米)の貸付はこのことに関係していると思われる。

しかし、如上の方針にもかかわらず、その趣旨が徹底しなかったためか、前稿ですでに明らかにしたとおり、「帰田法」実施の布告は小作人の間に動揺を引きおこし、そのため藩は11月あらためて小作人が「難洪」に陥ち入らぬよう耕作権の保護など、あらゆる措置を講ずることを確約しその旨布達せざるをえなかった。そして同時に、村役人に対し、村内の小作地中の被買取面積および地主・小作人名を調査書上げの上提出すべきことを命じたのである。念のため「別紙」記載例を示せばつぎのとおりである。

覚

一、田方何程

高無し何村誰

但 何村誰ノ借地当作候処此度何程御買上ニ相成候訳巨細

又ハ当作罷在候内不残御買上ニ相成候訳云々

一、畑方同断

右者当村高無当作之者借地之内御買上田畑之訳柄明察取調之表前書之通相違無御座候已上

十 一 月

何 村

庄 屋 誰 印

買収耕地に付属する小作人に対し耕作権の保護を再度確約し同時に買収耕地中の小作地調査に着手したこの11月には、さらに耕地分与後の小作地の耕作および小作料收受方法等について重要な方針が決定されている。すなわち、同月租税署は下記の伺を提出し、藩庁はこれを裁可した。

租 税 署

今般御買上田畑追而士族卒江御分賦之上連々在方江移住之御都合ニ候得共差向小作人共取世話向引受之廉無之候而者彼是不都合之儀茂出来可申哉ニ奉存居候間在方御買上之分者旧地頭共に而諸事引受耕作方取世話可被仰付尚又士族卒社寺院町家持御買入之分者旧地頭に而取扱之儀不便之廉可有之候間右等之義者其村々重立共之内人柄及分限精撰之上前同断取扱被仰付可然奉存候左ニ候ハ、右扱之者共江立増米之内ノ疋俵ニ付弍升宛扱料被下置候ハ双方便宜ニ可有之候間夫々可申付奉存候御聞届被仰付度此段申上候

十一月

前条申出之通被仰付候哉

民 事 掛

少 参 事

これにより、小作地を分与された士族の便宜を図るため、在方地主より買収した小作地については旧地主に、町方地主等より買収した部分についてはその所在村の上層農民（地主）から厳選した者に、それぞれ分与小作地の小作人による耕作その他諸事万端の世話を引き受けさせ、その代償として士族が取得する地主作徳米（立増米）の5%を彼等に支給する、という方針が新たに決定をみるにいたった。これは、士族が一般に小作人の取扱いや小作料收受方法などについてほとんど無知であったことから必要とされた措置といえようが、このことは同時に、士族による分与地の小作地としての利用が、既成の地主的土地所有のもとでの村落秩序・小作慣行に全面的に依拠することによってはじめて可能であったことを意味するものであった。

以上、耕地分与方針確定以前に策定された小作地・小作人に対する藩の取扱い方針の内容を検討したが、それでは、「田方御分賦并在着規則」におい

てそれは最終的にどう規定されたか。必要条項を示せばつぎのとおりである。

(8)一、地元御分賦相成候上者銘々在着之上直作并作人附勝手ニ任せ候事

但作人附ハ田出増米被下候事

(9)一、在着致候共御給禄之儀ハ是迄之通被下移住無之内ハ田出増米不被下置候事

(10)一、田方直作不相成候族ハ大作人へ相任せ田出増米之儀ハ其組村振合之通たるべき事

但無故作人取放禁止之事

附御検見入之節ハ引合之筈

第一に、分与耕地を直作するか、小作人に貸付け小作料を取得するか、は士族の自由とされた。しかし、分与耕地が小作地である場合には理由なく小作人を排除して自作地とすることは禁じられている。

第二に、分与耕地が小作地であるか、または自作地であったものを新たに小作地として貸付ける場合、士族の地主作徳米（田出増米¹⁰⁾）の取得は農村移住後においてのみ許される。したがって、耕地を分与されても農村移住前はそれは士族の私有地としての意味をもたないわけである。後段でも取り上げる4年7月布達の「士族卒在着之儀ニ付兼々相違候規則箇条相漏候条々」はその1条に「一、圖抜相済分賦場所相定候共引越無之内ハ総官田同様差心得可申事」とこの点を明確に規定している。

第三に、士族が農村移住後分与地を小作地として利用する場合、小作料額や小作料收受方法などは居村の慣行に従わなければならない。第15条の「大作人」とは前出の小作地の世話を引き受けるべきものとされた旧在方地主ないし村落上層農民を指すものであろう。なお、この第三の点に関連し、この「規則」とは同時に布達された¹²⁾と推定できる「¹²⁾条目」の第1条に「一、士族卒在住之族ハ別而操行を正し民間之情態を深察し近隣を親ミ尤小作人^(ママ)を憐可申儀肝要之事」とあり、また第8条に「一、田出増米先納申付間敷事」と

あることを付記しておこう。

以上から明らかなように、農村移住後においてのみ地主作徳米の取得を許可している点をのぞけば、この「規則」と当初の方針との間には小作地・小作人の取扱いにかんするかぎり本質的变化はない。買収小作地の小作人の耕作権を保護し従前の小作慣行を尊重する藩の態度は一貫して変わっていないのである。しかし、「帰田法」全体の内容からみれば、この「規則」には見逃すことのできない大きな変化が生じている。

すなわち、この「規則」では、士族を「士着為致、往々力食之基本をも相立させ」といった、「帰田法」着手当初のねらいが不明確となっているのである。つまり、分与耕地が小作地でない場合でも士族によるその直作は義務づけられていないばかりか、「規則」には分与耕地を士族が直作する場合の手続き上の規定はまったくなく、逆にそれを小作地として貸付け地主作徳米を取得する場合についての手続きのみが詳細に規定されているのである。ということは、この「規則」において「帰田法」の重点が士族の「自作農」化から「地主」化に移動していることを物語る。これは、前述の小作地調査によって買収耕地の大半が小作地（「作人附」）であることが最終的に判明した結果、小作人の耕作権の保護を前提とする以上、大部分の士族にとって分与耕地の直作が不可能であることが明らかとなったことによる方針変化とみなしてよいのではなからうか。

したがって、この点に着目しつつ、これまでの検討で明らかとなった諸点を総括し、結論的に要約すれば、こうなるであろう。

藩は「帰田法」において、当初士族による分与耕地の直作（士族の「自作農」化）を基本的なねらいとしていながらも、小作人の耕作権を奪ってまでそれを強行しようとはしていなかった。このことは、「帰田法」の成功を期すためには、小作人の激しい抵抗をひきおこすおそれのあるこうした措置は、はじめから問題となりえなかったことを意味している。したがって分与耕地が小作地である場合士族の「帰田」は即士族の「地主」化を意味していた。しかも、買収耕地の大半は小作地であったと推定しうるから、大部分の

士族にとって「帰田」はそうした意味をもっていたと考えられ、小作地調査後最終的に決定をみた耕地分与方針においては、もはや分与耕地の士族による直作は副次的意味しかもたなくなっていた。かくて、士族の分与耕地からの地主作徳米取得は農村移住後においてのみ許されるという規定をも考慮に入れるとき、「田方御分賦并在着規則」策定時点の弘前藩の「帰田法」の基調は、家禄 15 俵以上の士族に地主からの買取耕地を分与し、既成の地主的土地所有のもとでの小作慣行・村落秩序に全面的に依存しこれを利用しつつ彼等をいわば「在村地主」たらしめること、約言すれば士族の「在村地主」化にあったとみることができよう。

しかし、ここで士族の「在村地主」化という場合の「地主」とは、たんに地主作徳米取得者の意味であって、ここではまだ、この「地主」の実体は明らかにされているわけではない。また、この時点の「帰田法」の基調は不変のものであったわけではなく、したがって、士族の「在村地主」化が「帰田法」の結果として実現をみているわけでもないのである。これらは、次節で検討されるが、その前に、「田方御分賦并在着規則」布達後数ヵ月間の「帰田法」の実施経過をみておく必要がある。

前記「規則」第 3 条によれば耕地の配分は「地面調査」の上後日あらためて行うこととされていたが、これは約 1 ヶ月後の 5 月 24 日まず家禄 40 俵以上の士族について行われた。¹³⁾ すなわち、同日家禄 40 俵以上の士族を藩庁に招集し所定の方針にしたがい抽籤を行わせ分与耕地を決定している。¹⁴⁾ 家禄 40 俵以下 15 俵以上の残りの士族については 5 月 28 日に同様の方法で行っている。¹⁵⁾ 耕地分与の証たる「水帳」は 6 月 22 日から 28 日の間に交付された。¹⁶⁾ これに関連し、「在方布令」¹⁷⁾において藩は「水帳」交付後士族が分与耕地・屋敷地の下検分に所在村へ出向いた際の村役人の心得として、(1)村役人が案内し「不作法之儀無之様」にすること、(2)士族の下検分は「私用」であるから賄いや人馬の提供は不要のこと、(3)遠地の村では宿泊の便宜を与えること、の 3 点を指示している。

7 月 12 日には「士族卒在着之儀ニ付兼々相違候規則箇条相漏候条々」(全¹⁸⁾

11カ条)が布達された。これには前出の、農村移住前の分与耕地は「官田」とみなすという規定(第5条)のように、前記「規則」では不明確¹²⁾であった点を明確にした条項もふくれているのでこれらは消略することとし、新たな追加規定のなかで重要なものをあげればつぎの二つである。

第一は、「一、士族同士双方勝手ニ寄分賦高相当之分繰替并士族同士ニ無之候トモ分賦高ニ相叶候分繰替移住願出候ハ、吟味之上差許可申事」(第6条)と規定し、分与耕地の士族同士の交換および農民保有地との交換を承認していることである。これは、前節で示した4年1月27日の租税署伺が裁可され明文化されたものである。

第二は、耕地分与にともなう士族の農村移住にかんし、移住資金、家作用木材および家財運搬用人馬等の支給を具体的に規定していることである。(第11条)行論の便宜上、家禄等級別のこれらの支給額を表示すれば第1表のとおりである。

第1表 禄高別農村移住資金・家作用材等支給予定額

等級	家 禄	手 当	材 木	枳	木 舞	人 (家族1人当)	馬
1	150俵以上	185 ^両	203 ^石	46,800 ^枚	1,570 ^本	2 ^人	14 ^匹
2	80俵以上	135	155	34,700	1,200	2	12
3	40俵以上	90	93	27,400	900	2	11
4	15俵以上	60	68	20,200	706	{ 士族 卒 2 卒 1 }	{ 士族 卒 10 卒 6 }

この規定は、6月会計局において立案され藩庁の裁可を経て策定されたものであるが、その際の会計局の藩庁に対する伺の一節に「士族卒在住之儀ニ付御手当被下方ヨリ材木枳木舞等迄御世話向之儀ニ付段々御評議も御座候間被下方之割合相当可否於局中評議も申上候得共……即今金詰り右様之大金可差配之目途も無御座当惑之事ニ御座候得共不外事件ニ付其時々臨機之差配も可申上先被下向ハ大都左之通」とあるように、ここに表示した移住資金等の支給は十分な財政上の裏付けがあつてのものではなかった。たとえば、移住

資金（「手当」）だけでも、この規定どおり支給するとすれば総額 191,705 両となり、²⁰⁾ 当時の窮迫しつつあった藩財政のもとではかなり困難をとまなうものであったであろうことは想像に難くないのである。しかし、とにかくこの時点で藩が「其時々臨機之差配」をもって財源を捻出しつつ所定の移住資金、家作用材等を士族に支給し、もってその農村移住・土着化を実現させようとしていたことは、確認しておく必要がある。

さて、以上の「田方御分賦并在着規則」以後「条々」布達までの経過からみて、この期間に「帰田法」にかんする手続き上の問題が最終的にほぼ解決をみていたことが知られよう。つまり、残すはただ所定の移住資金等を支給し士族の農村移住を促進することだけであったのである。しかし、前記「条々」を布達して2日後、弘前藩の「帰田法」は新たな重大な局面を迎えることとなった。廃藩置県がそれである。

- 1) ただ、この「屋敷地并裏畑」を分与するにあたり藩がそれをいかにして入手したか、それともまた、買収耕地の一部が「屋敷地」として分与されたものか、はいまのところ不明である。「弘藩明治一統誌」（文部省史料館蔵）の「士族卒在着録」には「御買入田畑調之事」の項に買収耕地中の畑地 50 町余について「是へ屋敷地ニ取入タル分也」と記されているが、これはにわかには信用しがたい。この畑地 50 町歩余は、前稿ですでに明らかにしたように、耕地買収に際し不公平が生じないよう田地 10 町歩以上地主のみならず田畑 15 町歩以上地主からも 15 町を超える部分を地主の希望に応じ田畑いずれかで買収するという新たな方針の所産であって、この方針は屋敷地の分与をあらかじめ前提にしてたてられたものではなかったからである。しかも、この方針で買収された畑地の一部分は、すでにみたように、士族へ分与するには不適當のものとして旧地主へ返却されてさえるのである。それに、なによりもまず、下記の方針にもとづいて屋敷地を分与するとすれば、181 町 5 反 7 畝の土地が必要であり（注 20 参照）、50 町歩余では絶対的に不足である。
- 2) 後述のように、4 年 11 月 藩は買収耕地中の小作地面積を調査しているので、この書類が発見されれば正確な数字が判明するはずである。
- 3) 「弘藩明治一統誌（士族卒在着録）」による。
- 4) 「諸稟底簿」明治 3 年 10 月 1 日以降。念のためいえば、4 年 10 月の木造村における「帰田法」実施の布告についてはこれまで公開の史料・文献に依拠し藩主の「告諭書」と大参事「演説」のみが紹介されてきたが、これにはほかに民事局少参事「演説」と、この租税掛大属「演説」が付属している。この二つの文面には耕地

買収にあたっての藩当局の強圧的な態度が露わに示されている。そういう意味で、旧藩主の治績を顕賞する意図を多かれ少かれふくんで編纂された『津軽歴代記類』『津軽承昭公伝』等にこの二つの「演説」の内容が収録されていないことは、きわめて興味深い。その内容はいずれ別の機会に紹介したいと考えている。

- 5) 「田畑御買入一件留 三」
- 6) 同 上
- 7) 弘前藩の「夫喰米」の制度についてはさしあたり『青森県租税誌 前編』下（みちのく双書第13集）P. 132 参照。
- 8) 「田畑御買入一件留 一」
- 9) 「田畑御買入一件留 二」
- 10) 「田出増米」には小作米（貢米＋地主作徳米）を指す場合と地主作徳米のみを指す場合と二通りの意味があるが（『青森県租税誌 前編』上 P. 300 参照）、ここでは後者である。
- 11) 『青森県史』 第3巻 P P. 885～886
- 12) 『津軽歴代記類』下 P P. 376～377 および『青森県史』第3巻 P P. 889～890、これは農村移住後の士族の心得を指示したもので、後者によれば11カ条から成る。前者には最後の1条が欠けている。
- 13) これよりさき、4月23・24の両日藩は耕地を買収された地主、士族を藩庁に招き、酒肴を供し藩主家蔵の什宝を与えるなどして彼等に謝意を表している。
- 14) 「弘前藩記録拾遺」第6号。日付は『津軽歴代記類』のそれと違っているが、ここでは一応「記録拾遺」にしたがっておく。
- 15) 同 上
- 16) 『津軽承昭公伝』 P. 307
- 17) 『青森県史』 第3巻 P P. 864～865
- 18) 同 上 P P. 885～886。『県史』にはこの「条々」は4年7月の項に戴せられているのみで日付は明らかでないが、『津軽歴代記類』下 P. 383 の4年7月12日の条に「移住ニ向要用之ケ条書御渡相成候」とあり、ここでの「ケ条書」とはこの「条々」を指するものと思われるから、12日と推定した。
- 19) 「在宅一件」
- 20) 耕地分与の対象となった家禄 15 俵以上士族は 2,513名、うち 150俵以上 19名、80俵以上 372名、40俵以上 355名、15俵以上 1,767名である。注 1) の屋敷地面積算定の基礎もこれである。なお、次節の第2表参照。

3. 廃藩置県後の方針変化と士族の土地所有

明治4年7月14日の廃藩置県により弘前藩は弘前県と改称された。しかし、この名称の変更はそのまま藩体制にかわる新たな統治機構としての県治体制の成立を意味するものではなかった。元熊本藩士野田韶通が弘前県大参事に任ぜられたのは9月5日（着任は10月21日）であり、廃藩置県にあたり「是迄之通事務取扱可致事」とされた大参事西館融以下旧藩首脳部がその職を解かれたのは同月13日のことである。その一部は弘前県出仕を命ぜられたが、他は旧藩事務掛として旧藩の残務整理にあたった。その間、七戸、八戸、黒石、斗南、館の五県が弘前県に合併され（9月9日）、間もなく同月23日野田大参事の建言により県庁は弘前より青森に移され（移転完了は12月1日）、弘前県は青森県と改められた。しかし、県知事ないし権知事（→県令・権令）の発令はまだなく、元大垣藩士菱田重禧が福島県権知事から青森県権令に転じたのは11月2日（着任は12月29日）のことである。つまり、4年9月以降県政の全権は形式上新任の野田大参事に帰属していたが、青森への県庁移転完了・菱田権令着任の12月以前には藩制にかわる県治の組織はまだ確立しておらず、「弘前藩ハ七月ニ廃セラレ、弘前県ヲ置レタルモ、十一月中マデハ、唯名ノミニシテ、實際ハ尚、藩治ノ体ヲ存続¹⁾」していたのである。県大参事の発令・旧藩首脳部の解任の9月まではとくにそうであった。廃藩置県後の「帰田法」の推移をみるにあたって、あらかじめの確認しておく必要があるのはこの点である。

しかし、廃藩置県がただちに藩体制の実質的解消を意味せず、新たな統治機構として県治体制の確立は廃藩置県の令から数カ月後のことであったとしても、その間、藩体制が廃藩置県前の実体をそなえてそのまま存続していたわけではもちろんない。廃藩置県直後数カ月間は「旧参事ハ局課ヲ廃合変更シ、便宜事ヲ処理シタルモ、元ヨリ仮攝ノ職員ナレバ、組織ヲ革ムベキ權利ナク、新事ヲ起スベキ能力ナシ、唯藩事ノ結束ト臨機起生ノ事件ヲ処分スルニ止リ、恰モ頭首ナキ合議体ヲ以テ、旧藩治ヲ維持シタル姿²⁾」であった。廃藩

置県の令が統治機構としての藩体制の最終的解体を決定づけたものであることには変りはなかったのがある。したがって、それは「帰田法」にも重大な影響をあたえずにはおかなかった。

「帰田法」における廃藩置県の影響は、まず4年8月2日の規則改訂となつてあらわれた。すなわち、同日、県（監正署）は「士族卒田畑分賦之村へ引越之儀ニ付兼而規則相達候処追々世運進歩今般既ニ藩ヲ廃シ県ヲ被置候通り之勢ニ立至リ候得ハ此上十分世話モ難行届随而規則之内左之通相改候条何レモ時勢柄相弁へ都合次第速ニ引越候様申付候事」として、改訂規則 11 カ条を布達した。⁴⁾ そのうち 10 カ条（第 1, 3～11 条）は農村移住資金、家作用材等の支給額および支給方法にかんする改訂であつて、その要点は、(1)移住費用（「手当」）は貨幣による支給を取り止め米で支給すること、(2)家財運搬用人馬については現物支給を行わず貨幣で支給すること、(3)家作用材については全員に無償で支給せず、希望者に一定価格で払下げる、の三つである。

まず、(1)についてやや立ち入ってみると、前記「条々」と同じく家禄高に応じ士族を 4 等級に区分し、それぞれについて 60 俵（6 合 摺として粃 100 俵）、40 俵（同 75 俵）、30 俵（同 50 俵）、20 俵（同 30 俵）の米が支給される（第 1 条）。ただ、「銘々勝手ニ寄官ニテ相払候上代銀願出候分ハ追テ相払候節ハ相庭ヲ以渡方申付候事」とされた。いま、当時の弘前地方の米価を石 3 両とみてこの支給米を貨幣に換算すると、それぞれ 72 両、48 両、36 両、24 両となる。第 1 表の「手当」と比較すればただちに明らかなとおり、この規則改訂によって移住資金は実質上半分以下に削減されたのであった。

(2)の家財運搬用人馬については、距離に応じ人夫 1 人につき 1 里 150 文、「軽尻馬」1 匹につき 1 里 300 文、「本馬」一匹につき 1 里 450 文の割合で貨幣が支給される（第 3 条）。(3)については「一、材木柁木舞之儀賦与可致都合ニ候処追々行届兼候間定直段ヲ以行届丈望之族へ払方申付候事」（第 4 条）と規定された。前者については比較は困難だが、後者については、第 4 条の文面から推して、支給が無償でないばかりか、その量も当初の予定より

削減されていることは明らかである。

いま一つの重要な改訂は第2条のつぎの規定に示される。

一、田出増米之儀当年之儀ハ彼是行届兼候間先般相達規則之通申付候事

明年ヨリハ引越有無ニ不拘一統江差遣候事

すなわち、分与耕地（小作地）から士族が地主作徳米を取得できるのは農村移住後であり、移住前は分与耕地はなお「官田」とみなす、というのが廃藩置県前の「規則」に示された藩の基本方針があったが、この規定によってこれは根本的に改訂され、明治4年の地主作徳米について既定の方針にしたがうが、5年以降の分については農村移住のいかんにかかわらず士族は小作人より取得できることとされたのである。

以上が、4年8月2日の規則改訂の主内容である。これにより、第一に、廃藩置県が既定の農村移住資金等の支給額および支給方法に大巾な改訂を余儀なくさせるにいたった事実を知ることができる。廃藩置県前においても所定の移住資金等の支給が財政上かなり困難をとまなうものであったことは、前節ですでにみたとおりである。しかし、その時点では士族の農村移住を実現するため、なんらかの方法で財源を捻出し、所定の移住資金等を支給しようと企図していたこともまた事実であった。廃藩置県はなによりもまずこれを不可能ならしめたのである。移住資金の大巾な削減・家作用材支給方法の変化となってそれはあらわれた。この移住資金の大巾削減等は士族の農村移住を困難ならしめる——少くともそれを渋滞させるはづであるが、あたかもこうした事態を予想しているかのごとく、第二に、明治5年以降は農村移住前でも士族が地主作徳米を取得できるものと、当初の方針に根本的改訂が加えられているのである。もちろん、そうはいっても、士族を農村に移し彼等の土着化を実現しようとする基本方針が放擲されているわけではない。しかし、士族の地主作徳米取得が農村移住後においてのみ許される場合と農村移住前でも許される場合とでは、士族の農村移住にあたえる影響は決定的に異なるはづであり、したがって、この改訂規則第2条の規定を「田方御分賦并在着規則」第9条の規定と比較するとき、廃藩置県後、士族の農村移住、そ

の土着化を促進せしめようとする当初の積極的意図がかなり後退している事実を認めないわけにはいかないのである。

廃藩置県後の「帰田法」の方針変化は、しかし、以上にとどまるものではなかった。その後さらに注目すべき改訂が加えられた。すなわち、「在着之面々給禄之義手寄倉廩ヨリ渡方被申付居候得共不残倉廩ニ而ハ受取人難義ニモ可有之候間」農村移住後の家禄は大庄屋より直接受領しうる道をひらいた「布令」⁶⁾（8月13日）、土着士族の旧邸地はその者の所有としその耕地化および売買譲渡の自由を承認した布告⁷⁾（8月18日）とつづいた後、9月8日にいって「田畑分与ヲ受ケタル者ハ、移住ノ有無ニ拘ラズ、所有権を有セシムル」旨の布令が出されたのである。農村移住前の分与耕地は「官田」とみなす、という廃藩置県前の方針は完全に放擲された。⁹⁾

さらに、2カ月後の11月、この時までには農村移住を申出ていない大半の士族に対しては家財運搬用人馬、家作用材等の払下げを中止する方針が決定をみるにいたった。すなわち、同月、県の引越御用掛は「士族卒在着之儀ニ付 四位様御苦慮被為遊御仁恤之思召ヲ以人馬被下方及材木柁木舞萱□等迄御払可被申付義先般御布告被申付居候処今般落ヲ廃止県ヲ被置候時運之体裁ニ向候而者迎茂右様之御世話目途茂難被為立定理ニ而御仁術之道無御座候間自今人馬被下方及材木諸品御払等御止被申付候様」と上申し、ただ「当年在着いたし候面々家居売払取毀各村江借宅罷在候面々も多分有之趣相聞得是等之族ニ至候而者殆与方向ヲ失」うことになるので、すでに移住を申出ている士族中明年まで移住を見合せた者43人、木材等をすでに払下げずみの者128人をのぞく831人に対してのみ、4年中300人移住の見込みですでに仕込みずみの材木、柁木舞等を家禄によって格差を設けず人数割で一率に払下げることとしている。この831人をのぞく1,782人の士族に対しては、かくて、家財運搬用人馬、家作用材の払下げは中止となり、家作用材の払下げをうける士族の場合も、その量は1人当り材木約40石、柁1万枚、木舞250本とされ、前出第1表の割当基準より大巾に減少しているのである。

なお、これよりさき、9月17日、反当り3両、3年賦支払いの条件を付

して買収した耕地の代金は、「当秋ヨリ三ヶ年割代金渡方兼テ相達候へ共年割ニテハ此上難渋ノ節モ有之ヘク候間精々差配リ当年一時ニ」¹¹⁾「平均米売俵代金三百目積ヲ以」¹²⁾「正米渡」しとすることに改められた。仮に金1両＝銀60匁とすれば1俵(4斗)5両の計算となり、地主は一時に支払いを受けることになったとしても、当時の米価を石3両前後とみれば、実質的にはきわめて低価で耕地を買収されたこととなる。『津軽承昭公伝』によれば、耕地買収代金「七万千余両」は「代米二万九十一俵ヲ以テ仕払ヲ了シタ」とされているが、これによっても1俵3両2分の計算で支払われたことになり、当初の予定よりはるかに低価で買収されたことにはかわりはない。ともかく、この点も、耕地分与方針の変化とならんで廃藩置県が「帰田法」にあたえた影響の一つとして注目さるべきである。

さて、以上の検討から、「帰田法」の基調が廃藩置県を転機として大きく変化している事実を確認できよう。廃藩置県前の耕地分与方針では、耕地分与と農村移住とは不可分であり、藩は耕地分与と同時になんらかの方法で財源を捻出しつつ移住資金・家作用材等を支給することによって士族の農村移住を達成しようとしていたのであるが、廃藩置県後においては、耕地分与とその耕地の士族による利用は士族の農村移住をかならずしも前提するものではなくなったのである。分与耕地(小作地)からの地主作徳米取得を農村移住後においてのみ許可するという当初の方針が、士族が耕地分与後、城下町弘前に居住のまま「不在地主」となる道をとぎし、彼等の農村移住を促すことによって「在村地主」に転化させようとする企図から出たものとみることができるとすれば、農村移住前でも地主作徳米取得を許し、さらに農村移住のいかんにかかわらず分与耕地の士族による私的所有を認めた廃藩置県後の新たな方針は、耕地分与後士族が「不在地主」となることを基本的に容認したものだといえてよい。そして、移住資金の大巾削減、大半の士族に対する家財運搬用人馬、家作用材等の支給停止は、士族の「不在地主」化を事実上決定づけることになったとみてよいのである。廃藩置県後「士族帰田ノ念、頓ニ消散シ、移住ヲ遂ゲタル者、十中四五ニ過ギザルノ勢トナ」¹³⁾ったのもけだ

し当然であった。これは「廃藩ノ令下リ、公（津輕承昭…引用者）ハ去テ東京ニ移住セラレ、藩職皆罷メラル、之（農村移住対策…引用者）ヲ励行スルモノナキニ至リタル」結果¹⁴⁾というよりは如上の廃藩置県後の「帰田法」の方針変化からする当然の帰結とみるべきなのである。そればかりでなく、中央政府の「帰田法」停止の布告直後の明治5年3月には、いったん農村に移住した士族のなかにも「追々在住ヲ引弘前へ立帰候者多分有之」¹⁵⁾状況となっている。「帰田法」によって耕地を分与された士族の「不在地主」化は、ここに決定的となった。

この「帰田法」の基調の変化は、さきにも述べたように、なによりもまず廃藩置県が、士族の農村移住を達成するための財政的措置を困難ならしめるにいたったことに起因している。藩財政はすでに窮乏化していたとはいえ廃藩置県前においては藩はとにかく財政上なんらかの手段で財源を捻出し、士族の農村移住実現のため所定の移住資金、家作用材等を支給しようとしていたのであったが、廃藩置県によって、藩独自でこうした財政的措置を講ずることは、もはや不可能となったのである。だが、「帰田法」の基調の変化をこの点から説明するだけではなお不十分のように思われる。というのは、こうした消極的要因とならんでそこにはいま一つ積極的要因がひそんでいたと考えられるからである。

すでに明らかにしたとおり、廃藩置県はただちに藩体制の実質的解消を意味せず、廃藩置県の令後数カ月間は、県政はな旧藩首脳部の担当するところであった。「帰田法」の既定の方針が大巾に修正され、その基調が大きく変化するにいたったのは、まさにこの時期においてであったのである。ところで、廃藩置県の令が、「帰田法」実施の権力機構としての藩体制の解消を決定づけたものであることにはかわりなく、旧藩首脳部もいずれは県政の中核から排除さるべき運命にあったとすれば、中央政府と直結する新任の地方官による県治体制が確立された場合、実施途中の「帰田法」は一体どうなるか。その時、「帰田法」の中止、場合によっては買収耕地の旧地主への返却を命ぜられ「帰田法」が全面的に廃棄されることがありうることを旧藩首脳

部が予想していたとしても、さして不思議ではない。現に、5年2月政府が「帰田法」停止の布告を出し、さらに、後述のように、6年11月新任の青森県権令が「帰田法」立案の中心人物旧藩権大参事西館孤清を大蔵省に招換し「帰田法」廃案の意図あることを伝えているのであり、廃藩置県直後彼等がそうした予想をたてていたとみてもさして無理ではなかろう。このようにみれば、廃藩置県直後県が急遽「帰田法」の既定の方針に大巾な修正をほどこし、耕地分与と農村移住とをひとまず切り離し、農村移住前の分与耕地からの地主作徳米の取得を士族に許し、さらに分与耕地の私的所有権を士族に認めることによって、士族の「不在地主」化を容認するにいたったのは、当時なお一定の枠内においてであれ県政を担当していた旧藩首脳部が、県治体制確立後中央政府ないし新任の地方官によって「帰田法」が中止ないし廃棄されることを危惧し、事前に、以上の措置によって「帰田法」の実効をひとまず士族にあたえ、同時に、地主からの強制的耕地買収およびその買収耕地の分給による士族の土地所有を既成の事実たらしめようとしたものである、とみて大過ないのであるまいか。廃藩置県を転機とする「帰田法」の方針変化には、財政上の問題とともに、「帰田法」推進主体のこうした積極的意図がふくまれていた、と考えたいのである。

廃藩置県後の「帰田法」の方針変化の内容は、ほぼ以上のとおりである。

それでは、如上の方針変化は、「帰田法」の意義なり性格なりを論ずるにあたって、どのような意味をもつものであったと考えてよいか。最後に、「帰田法」によって廃藩置県後に創出された士族の土地所有の内容との関連でこの点を検討し、この節のむすびとしたい。

第2表は、「弘藩明治一統誌」の「士族卒在着録」にある「御分与田方組分見積石高調」¹⁶⁾によって、禄高別の士族数および所定の耕地配分基準にしたがって分与された場合の1人当りの分米および耕地（田地）面積を示したものである。

この表についてあらかじめ注意をうながしておきたいのはつぎの3点である。第一は、耕地（田地）面積は賞典禄等をふくむ実際の支給禄高に応じて

計算されており、3年10月租税署作成の耕地配分案における家禄等級に応じた配分方法と異っていることである。これは、前述のように「田方御分賦并在着規則」において耕地配分基準が再度修正されたことを示している。第二は、同じ租税署作成の耕地配分案では分米から耕地面積を算出するにあたり一率に中村中田（分米1石）の例で計算されていたが、ここでは中村下田（分米8斗）の面積が示されている点である。この変化がなにに由来するか必ずしも明らかでないが、おそらく、買収耕地の地位等級が全体として中村下田に相当することが最終的に判明した結果なされた計算方法の修正ではないか、と考えられる。第三は、第二の点から明らかなように、この表に示された田地面積は実際の分与田地面積ではないことである。それは、所定の耕地配分基準から機械的に算出された、分与地全体を中村下田とみた場合の分

第2表 禄高別士族数および分与田地面積

家 禄	士族数	分 米	田地面積	家 禄	士族数	分 米	田地面積
		石	町			石	町
俵 350	1	80.00	10.00	俵 55	6	13.20	1.65
220	1	52.80	6.60	50	9	12.00	1.50
200	11	48.00	6.00	45	23	10.80	1.35
180	1	43.20	5.40	43	1	10.32	1.39
160	1	38.40	4.80	40	249	9.60	1.20
150	4	36.00	4.50	37	3	8.88	1.11
140	1	33.60	4.20	35	20	8.40	1.05
130	6	31.20	3.90	30.1升 30	825	7.20	0.90
120	1	28.21	3.50	29.8升 28.2斗7升 28			
110	2	28.00	3.20	27.2斗2升 26.2斗6升 25	37	6.72	0.84
105	1	25.20	3.15	20.1升 20			
100	26	24.00	3.00	18	208	4.48	0.56
97	1	23.28	2.91	15			
95	8	22.80	2.85	計	2,513	22,473.60	2,809.20
90	3	21.60	2.70				
80	323	19.20	2.40				
70	1	16.80	2.10				
60	65	14.40	1.80				
57	1	13.68	1.71				

与田地面積であり、実際の分与耕地面積は、したがって、その地位によってこの表の面積とは若干の相違があるはずである。しかし、士族に分与された耕地面積がどの程度のものであったかは、これによって窺い知ることができよう。

さて、表によれば、1人当りの分与耕地面積は、中村下田として10町歩から4反8畝までの格差がある。しかし、全体としては分与耕地はきわめて零細である。たとえば、3町歩以上の田地を分与された士族はわずか56名で、全体の2%にすぎない。2町歩以上をとればその数は392名となるが、それでも12%に満たない。69%を占める家禄30俵以下の士族1,744名に対する分与耕地は1人当り1町歩以下である。つまり、耕地分与の対象となった家禄15俵以上士族2,513名の約9割は2町歩以下、約7割は1町歩以下の田地を分与されたにすぎないのである。「帰田法」によって創出された士族の土地所有が全体としてきわめて零細であったことをまず以上から知りえよう。

ところで、既述のように、「帰田法」の基調は在村、不在村を問わずとにかく士族の「地主」化にあった。とするならば、一体、士族は「地主」として分与耕地(小作地)からどの程度の経済的利益を享受しえたであろうか。その土地所有面積からして、それがわずかなものであったことは疑いないが、その点を測定する手掛りとしては前記「御分与田方組分見積石高調」に記載された反当り「立増米」の見積り量がある。すなわち、そこでは分与耕地すべてについて「立増米一反歩ニ付二斗積り」と記載されている。「立増米」は「田出増米」と同義で、ここでは小作米中の地主取分(地主作徳米)を指している。分米8斗から前例にならって中村下田の反当り貢米および収穫高を推計すればそれぞれ4斗8升、1石2斗となり、ここでの地主作徳米2斗はしたがって小作米6斗8升中の地主取分ということになるが、はたしてこれがどの程度現実の数値を正しく反映しているか確認できないので、ここではこうした領主、地主、小作人の取分比率は度外視し、たんに「立増米」2斗についてだけ、これが現実の中村下田の小作米中の地主取分の量をほぼ正

しく示しているものとして考慮に入れておくことにする。

いま、これによって計算すれば、士族の取得できる地主作徳米は、最大が20石、最小が9斗6升である。そして、全士族の約9割は4石以下、約7割は2石以下である。「帰田法」によって士族が「地主」に転化したとしても、「地主」として大半の士族が享受できる経済的利益はこの程度のものにすぎなかった。¹⁷⁾2石前後の地主作徳米では士族が地主として生活を維持しえないことはいうまでもない。「帰田法」によって創出された士族の土地所有が基本的に「地主」範疇を成立せしめるものでなかったことは、もはや明瞭である。¹⁸⁾

ところで、家禄100俵につき分米24石という耕地配分基準は廃藩置県以前に確定をみていたものであった。それは、耕地買収方針を地主・農民に部分的に譲歩する形に修正せざるをえなかった結果買収面積が減少し、その減少した耕地面積にもとづいて最終的に決定されたものであった。したがって、廃藩置県後の方針変化の有無にかかわらず、士族の土地所有は「地主」範疇を成立せしめるものではなかったわけである。しかし、廃藩置県後の方針変化の結果として大半の士族が好むと好まざるとにかかわらず「不在地主」たらしめられるにいたったことは、士族の土地所有のみならず「帰田法」の帰趨にも無視しえない影響をあたえたといえるのである。というのは、そのことは、分与耕地からの地主作徳米の経済的意味がきわめて小さかったこととあいまって、士族と分与耕地との関係をますます稀薄にしたと考えられるからであり、¹⁹⁾それ故にまた、士族が分与耕地に執着せず、それを他に転売して資金化する傾向を強めさせることとなったと考えられるからである。つまり、そういう意味で、士族の土地所有をきわめて不安定なものとした、とみてよいのである。

もっとも、そうはいっても、士族は分与耕地からの地主作徳米のみによって生活を維持していたわけではなく、前出「田方御分賦并在着規則」第9条の規定に示されていたように、家禄も従来どおり支給されていた。そして、この点は、家禄の代りに土地を分給された他藩の「帰田法」に対する弘前藩の

その特殊性の一つをなすものである。だから、分与耕地のもたらす経済的利益がきわめて小さく、しかも「不在地主」たらしめられたことによって、士族と分与耕地との関係が一層稀薄なものとなったとしても、そのことからただちに分与耕地の転売によるその資金化が必然化したとみることはできない。そういう意味では、弘前藩の「帰田法」は他藩のそれに比し士族にとって有利な内容のものであった。そして、家禄支給を継続しつつ耕地分与を行えたのは、明治初年のこの時点で、弘前藩の場合領主の農民支配力が後進地の通例として相対的に強固であり、同じことだが、藩体制の内部的解体度²⁰⁾が相対的なお微弱であったこと²¹⁾に基礎をおいていたとみてよからう。

しかし、地主作徳米のほかに家禄も支給されていたとしても、廃藩置県後の禄制整理の過程で家禄は実質的にかなりの減少をきたしており、明治5～6年の時点ですでに旧弘前藩士族の生活の窮乏化はおおうべくもない事実であった。²²⁾このことは、「帰田法」の直接的な経済的効果が大半の士族にとってほとんどネグリジブルなものであったことの証左でもあるのだが、とにかく、家禄の実質的削減によって生活窮迫化の度合が深まっていったとき、士族が一時的にせよとにかくそれから脱却できる道は、分与耕地の転売によるその生活資金化以外にはなかったとみななくてはならないのである。そして、「地主」としての士族の土地所有が、士族の生活を支える内容のものでなかった故に、それはそうであったと考えられるのである。「帰田法」の結末は「帰田法」の内容そのもののなかにすでに準備されていたのであった。

- 1) 以上『津軽承昭公伝』『地方沿革略譜』『弘前市史』（明治大正昭和編）等による。
- 2) 『津軽承昭公伝』P. 317
- 3) 同上 P. 316
- 4) 『青森県史』第3巻 P. P. 891～894
- 5) 地租改正時地価算定に使用された津軽地方の明治3年以降5カ年間平均米価は石当2円91銭である。
- 6) 『青森県史』第3巻 P. 899
- 7) 『津軽承昭公伝』P. 314。ただし、11月にいってこの布令は撤回され、旧邸地はすべて上地せしめることに改められた。
- 8) 同上

- 9) この9月18日の布告は管見の原史料中にはなく、具体的内容は明らかでない。しかし、旧邸地に対する士族の私的所有権の設定がその売買譲渡の自由を承認したことを意味するものであったことから推して、この布令は分与耕地の士族による自由処分を許可したものとみてよいようである。廃藩置県前においては、この点は前出「条目」第7条に「一、割渡田畑官許なくして譲渡禁止之事」と規定されていた。
- 10) 「在宅一件」
- 11) 「弘藩明治一統誌（士族卒在着録）」
- 12) 『津軽承昭公伝』 P. 283
- 13)～14) 同 上 P. 330
- 15) 『青森県史』第6巻 P. 251
- 16) これは、いつどのような目的で作成されたものか明らかでない。ただ、高禄に士族については分与耕地の所在村名を記載されているので、4年5月の抽籤による耕地配分後のものであることは間違いない。なお、これにはほかに後に示す各分与地からの地主作徳米の見積り額のほかに、見積り収穫米、および貢米も記載されているが、これらの数字になお検討を要する点があるので、ここではあづいた。
- 17) 丹羽邦男氏は『明治維新の土地変革』P.32において、「帰田法」が士族にあたえた経済的効果を測定するため、家禄100俵の士族が分与耕地から取得できる地主作徳米を約8石1斗余と推計している。これは、菊池健雄「津軽地方に於る小作米の理由」（『近世地方経済史料』第8巻所収）に記載されている南津軽郡大光寺村の「分米」の数値から分与耕地面積を約1町7反弱と計算し、さらに、そこでの「田出増米」の量から計算されたものである。しかし、これは誤りである。まず、「分米」とは氏が上掲の文献に依拠して誤って理解しているように、貢米＋地主作徳米を意味するものではない。それは、弘前藩貞享の検地において確定された石盛を指し、収穫額の5合摺りをもって年貢賦課の標準としたものである（『青森租税誌前編』上P.285 以下参照）。だから「分米」は村位・地位に応じてすて一定の量に決められており、これまで叙述における中村中田1石あるいは中村下田8斗は、この既定の「分米」にしたがったものである。所定の「分米」によって家禄100俵の士族に分与された耕地面積を計算すれば、中村中田の場合2町4反、中村下田の場合は第2表に示されているとおり3町となる。しかし、そうであっても地主作徳米は丹羽氏の推計値より大となるわけではない。氏が依拠した文献にある「田出増米」の量はあまりに過大である。それは前記の藩の見積り量に準拠するのが妥当であろう。それによると中村下田3町歩からの地主作徳米は6石となり、これが家禄100俵の士族が分与耕地から享受できる経済的利益である。丹羽氏は如上の誤った推計を試みながらも結局「『帰田法』の直接的経済的効果を大きく評価することはできない」としているのであるが、地主作徳米が6石ということになれば、この点はさらに強調されなければならないはずである。しかも、そればかりではない。丹羽氏にあっては家禄100俵の士族は「中土上層」にあたる、とされているのみで、

氏に推計によって約8石1斗余以上の地主作徳米を取得できる士族が士族全体のなかでどの程度の比率を占めるかさえも明らかにされていないのである。それは上述のように、わずかに2%にすぎない。とすれば、いよいよ「帰田法」の直接的経済的効果はネグリジブルであったとみなくてはなるまい。なお、ついでにいえば、氏は、「帰田法」は「中土以上層全体に、家禄に応じて田地を支給」（傍点原文）したものととしているが、厳密にいえばこれも誤りである。弘前藩において「中土」とは家禄40俵以上150俵未満の士族を指し、「帰田法」で対象となった家禄15俵以上士族は「下土」をふくむ「士族」のほぼ全員と「卒」の一部を含んでいる。

- 18) 丹羽氏は同じく前掲書において、「帰田法」の直接的経済的効果は大きく評価できないとしながらも、しかし「問題は、かかる家臣団への直接的、量的な経済効果の度合いではなく、質的な面すなわち、旧来の中層以上の家臣団が、この措置によって、一方では旧来の貢租の分け取りを維持しながら、部分的には私的土地所有者＝地主への転化を進めているという点にある」（P. 33）とし、そこに、弘前藩「帰田法」における「土地領有者の体制的な地主への転化の動き」（P. 36）を見出している。しかし、丹羽氏の叙述ははなはだ明確さを欠いている。なぜなら、ここで「地主」という場合、氏がその実体をどのようなものと解しているか曖昧だからである。「地主」がたんに私的土地所有者一般ないしたんなる地主作徳米取得者を指すものであれば、「部分的」どころが、士族全員が「地主」に転化したことになる。しかし、「地主」がいわば範疇としての「地主」を意味するものであれば、「帰田法」は士族を「地主」に転化させたものではない。もっとも、士族のごく一部分（たとえば地主作徳米12石以上を取得できるだけの耕地を分与された家禄200俵以上の士族13名）は厳密な意味で地主に転化したといえるであろう。しかし、これはまったく例外的であり、これをもって弘前藩の「帰田法」の性格を論ずることはできない。つまり、そういう意味では弘前藩「帰田法」のなかに「土地領有者の体制的な地主への転化の動き」を見出すことは無理なのである。この点再述。
- 19) 買収耕地の大半が「作人附」の土地（小作地）であったとしてもすべてがそうであったとはかぎらない。したがって、廃藩置県前の所期の目的が達成されていたならば、分与耕地の直作を行いうる士族も存在したはずである。また、小作地については「無故作人取放」しは禁じられていたが、農村移住が実現しておれば条件次第では小作地を自作地化することも可能であったとみてよい。現にそうした事態を予想しているかのごとく、租税・営繕2署は4年7月「士族卒追々移住御分賦田方自耕耘ノ期ニ及候テハ従来ノ作人生活差支ニ可相成此上ハ寸地モ開墾安堵ノ道ヲ開申度」と廃村長浜村に小作人を移住させ、開墾事業に従事させるべきことを建言している（「諸稟底簿」明治4年8月）。だから、士族の農村移住が達成されていたならば、そうでなかった場合に比し、士族と分与耕地との関係はより緊密なものとなっていたと考えられる。
- 20) 地主・農民の抵抗に直面し部分的譲歩を余儀なくされたとしても、とにかく弘前藩が「帰田法」実施にあたり2,700町歩程度の耕地を地主から低価で買収または献納させえたことのなかに、この点ははっきりあらわれている。名古屋藩の場合「帰

田法」実施に際し地主・農民の不安をとり除くため「田畑多分所持之者御取揚、
帰田之者へ可被宛行杯と無恨之風説申触、右説に迷ひ田畑名目譲いたし候者モ有之
に相聞得候。右体之儀は決て無之候間、銘々安堵に其業を可励事」と布令せざるを
えなかった事実（吉川秀造『明治維新社会経済史研究』P.192）と対比するとき、
この点はより明瞭となろう。

21) 丹羽邦男・前掲書 P P. 9～14参照

22) 旧弘前藩士族の場合家禄は明治5年より貢納石代相場によって貨幣に換算され金
禄をもって支給されている。その後の米価騰貴の趨勢のなかで、士族の生活は窮乏
化し、明治6年家禄支給方法をめぐって県当局と弘前士族との間に紛争が発生し
た。この旧弘前藩士族の家禄整理過程およびその間に発生した紛争の内容と経過に
ついては『弘前市史』明治・大正・昭和編（弘前市役所・昭和39年）第1章第3節
の「秩禄処分と士族授産」の項に略述しておいたので、これを参照されたい。

4. 「帰田法」の帰結と地主的土地所有

『津軽承昭公伝』によれば、弘前藩の「帰田法」の結末はつぎのとおりで
ある。「（明治4年）十二月ニ至リ、朝廷士族ニ許スニ、商タリ農タルノ自
由ヲ以テス、既ニ其令アリ、承平偷安ノ士、其情寧ロ商タルヲ望ミ、農タル
ヲ欲セザルヤ明カナリ、於是乎、士族ノ趨勢農ノ念ヲ去リテ、商ニ赴キ、
甚シキハ、一旦、挙族移住、奮テ耕耘ノ事ニ終ラントセン者モ、翻テ其田園
ヲ放売シテ市ニ移リ、以テ商業ニ従事スルニ至ル、況ヤ、未ダ躊躇移住セザ
ル者ニ於テオヤ、其勢斯ノ如クナルヲ以テ、前ニ公ノ仁意ヲ以テ、農資ニ与
ヘタル田園ハ、焉ゾ図ラン、商業ノ資本ト変ジ、其田園へ去テ、再ビ元ノ富
豪ニ帰スルモノトナレリ¹⁾」。記述は必ずしも正確とはいえないが、とにかく、
「帰田法」は所期の成果を収めえずして終った。それは前節までにおいて
検討した「帰田法」の推移と士族の土地所有の内容からして、いわば当然
の結末であった。士族の農商工営業許可（4年12月）、「帰田法」停止令（
5年2月）、土地永代売買解禁（5年2月）等の中央政府の政策も士族の分与
耕地の転売＝土地喪失を促す契機となったであろうが、その基本的要因は「
帰田法」そのものにすでに胚胎・成長していたのである。

藩が、「帰田法」着手当初の方針どおり、家禄に相当する「作得米」を収
得しうるだけの耕地を士族に分与していたならば、そして分与耕地の直作

によって実際に士族が家禄相当の「作得米」を取得しえたならば、「帰田法」の直接的な経済的効果はかなり大きいものであったろうし、「帰田法」の帰趨もかなり異なったものになっていたろうが、それはいずれも不可能であった。一つは消極的なものであったにしろ地主・農民の抵抗に直面して耕地買収方針を修正せざるをえなかった結果として、いま一つは、買収耕地の小作人の耕作権はこれを保護せざるをえなかったことによって。それでも、廃藩置県前の方針どおり、士族全員の農村移住が達成されていたならば、条件次第では分与耕地の直作も可能であったろうし、士族がかくもかんたんに分与耕地を手離すことはありえなかったであろう。「帰田法」の結末もまた自から異っていたに違いないのである。廃藩置県はこれをも不可能としたのであった。

「帰田法」がほぼ終局をむかえたのは明治5年の秋である。廃藩置県後の方針変化によって士族の「不在地主」化がほぼ確定的なものとなり、5年2月には「帰田法」停止の布告が中央政府から出されたにもかかわらず、その年の秋まで経過しているのは、「帰田法」の対象からはずされた家禄15俵以下の卒に対し、その後、耕地分与後の「残田二百町余」³⁾の販売代金と旧藩時代からの貯蔵米で新県に引継ぐことを要しない部分とを「手当」として分給する方針がたてられ、「残田販売ノ処置容易ナラザル」⁴⁾ため、残務整理に意外に日数がかかったことによるものである。

しかし、これをもって「帰田法」にかんする事務処理がすべて完了したわけではない。明治6年8月大蔵省五等出仕北代正臣が菱田重禧にかわり青森権令を兼ねるにおよんで間もなく、12月4日、旧藩権大参事西館孤清を大蔵省に招換し、「帰田法」の内容と経過について尋問の後、「田園購入分与ノ処置ヲ破毀」⁵⁾する意図ある旨を申し渡した。その理由は「富民持伝ノ田園ヲ威迫シテ、低価ニ購取シタルハ、人民自由ノ権利ヲ妨ゲ、今日ノ政体ニ適ハザルノ処置」⁶⁾である、というにあった。これに対し、西館孤清はいろいろ答弁を試みているようであるが、現存のその答弁のため作成された草稿と推定されるものには、地主からの耕地買収が強制的なものではなかったことが強調

されているとともに、「帰田法」の廃棄が不可能である理由として、分与耕地が転売され地主からの買収耕地が士族の手からすでに離れている事実があげられている。すなわち、「今若或ハ之（分与地）ヲ其故（農）ニ復サントス殊ニ不知既ニ一旦低価ニモセヨ其価ヲ償ヒタル上分ケ与ヘラレタル士族ニ於テ今日全ク我私有物ナルヲ何リ違ニ唯々其命ニ応スルノ理アルヘケンヤ加之ヲ転売セル各種ノ人ニ及ホストキハ更ニ幾多ノ利益ヲ失ヒ何限ノ損害ヲ蒙ル者比々数フヘカラス實際ニ於テ容易ニ行ハレサルノミナラス果シテ紛擾ヲ醸サンノミ」と。このことは、すでに明治6年末において分与耕地の転売＝士族の土地喪失がかなり進行していたことを物語る。

結局、北代権令の「帰田法」廃棄の企図はその場かぎりのものでおわり、この問題は「帰田法」にかんする書類（「告諭書」その他）6通を権令宛提出しただけで落着いた。「帰田法」はここに完全に終末をむかえた。しかし、この時には、分与耕地の多くは士族の手から離れており、誇張していえば、「帰田法」の成果は烏有に帰していたのである。

さて、明治4年末に「帰田法」による士族の「不在地主」化がほぼ確定的となって以後（5年2月の「帰田法」停止措置はこれを最終的に決定づけたとみなしてよい）5年から6年にかけて、士族の多くは分与耕地を失い、さらに、明治9年8月の秩禄処分⁷⁾の断行はこうした事態を一層進行させたであろうが、しかし、さきに引用した『津軽承昭公伝』の記述のように、分与耕地のすべてがふたたび「元ノ富豪」（旧地主）の手に帰したとしては事柄の本質を見誤ることになる。

「帰田法」終了後の土地移動状況はまったく不明であるが、少なくとも、「帰田法」実施によって保有地の大半を失った大地主のすべてが、再度それを取り戻し大土地所有者となりえたわけではなかったことだけは事実である。

明治年代の比較的早い時期の青森県における大地主については、いまのところ明治24年（推定）の多額納税者の氏名を記載している一資料⁸⁾によって知るほかないが、そこには、津軽地方における500円以上の多額納税者12名の住所氏名がのっている。これらの多額納税者は他の資料との関連で少く

とも40町歩以上の土地所有者と推定されるが⁹⁾、「帰田法」によって耕地を官収された地主281名のうちそこに名をあらわしているのは2名（北山彦作・阿部賢吉）、住所および姓からみて旧地主に系譜をひくと思われる者1名（竹浪良太郎）、合わせてわずか3名にすぎない。他は明治前半期に商人・高利貸の活動を通じて土地集中を行い新たに大地主として生長してきた者である。そこには佐々木嘉太郎（五所川原村。納税額1,658円、大正13年現在609町歩所有）、大阪金助（青森町。納税額507円、大正13年現在183町歩所有）の名前が載っているが、彼等はその典型である。

明治以降の青森県津軽地方の大地主は、このように、「帰田法」実施前の大地主と系譜的につながっておらず、したがって、「帰田法」以後旧藩時代の大地主の大半は没落し、ただ、明治以降日本資本主義生成期の新たな経済的諸条件に即応でき、そのもとで商人・高利貸の活動を通じて再度土地集中をなした者のみが、同様の過程で生長してきた系譜的にはまったく異なる大地主とならんで、大地主として再生しえたにすぎぬとみなくてはならない。したがって、また、「帰田法」の必然的結末として分与耕地の大半が士族の手から遊離していったとしても、それはすべて旧地主のもとへ還流していったとはみることはできず、むしろその多くは、新たに地主として生長しつつあった商人・高利貸資本のもとへ集中されていったとみるのが妥当であろう。

以上の事柄を念頭におくとき、それでは、「帰田法」は青森県津軽地方の地主制史のなかでどのような意義をもつと考えてよいのか。明治維新の土地変革過程に占める弘前藩「帰田法」の位置と役割を明らかにする意味もふくめて、最後に、この点に焦点をあわせて全体を総括し、むすびにかえたい。

弘前藩の「帰田法」は、その第一段階において、まず、領内の既成の地主的土地所有に決定的な打撃を与えた。耕地買収の対象となった地主は（田地10町歩、田畑15町歩以上地主）281名、うち100町歩以上の耕地を官収された地主は3名、50町歩以上9名、30町歩以上13名、20町歩以上5名、10町歩以上28名で（以上合計58名、うち2名をのぞき他はすべて在方地主）¹⁰⁾

ここから「帰田法」着手時点の津軽地方における地主的土地所有の発展度を一応うかがいうるのであるが、「帰田法」によってこれら地主の保有地は一举に10町歩まで削減された。しかも、「余田」は最終的には米で、予定よりもさらに低価で買収されたのである。田地献納とひきかえに一部の在方地主が獲得した在方家業免許の特権も、廃藩置県後、とくに5年8月の農民の職業自由許可の布告によって、無意味なものとした。かくて、小作料のみに依存していたと思われる在方の大地主は、「帰田法」によってその存立の基盤の大半を失うにいたり、明治以降商人・高利貸的活動のなかに再生の道を見出しえた一部の者をのぞき、以後没落の方向をたどっていった。

しかし、「帰田法」は地主的土地所有そのものを根底から否定し、これを廃棄したわけではない。それは、たんに、田地10町歩（田畑15町歩）を限度とする耕地（小作地）の保有を地主に許したということにのみとづくものではない。「帰田法」において買収小作地の小作人の耕作権取上げはその着手当初からまったく問題となりえなかった。藩が仮にそれを断行したならば、より激しい抵抗に直面したであろうし、「帰田法」の成功は当初からとうていおぼつかなかったに相違ない。したがって、はじめ士族の土着化による分与耕地の直作を主要なねらいとしていながらも、結局、大半の士族にとってはその実現は不可能となり、「帰田法」は、彼等にとっては、既成の地主的土地所有のもとで地主作徳米として形成されてきた農民余剰取分を旧地主にかわって取得できる道をひらいただけであった。しかも、それは既存の小作慣行・村落秩序に全面的に依拠しこれを利用することによってのみ可能であった。だから、「帰田法」は既成の地主的土地所有を否定しはしたが、地主的土地所有そのものを廃棄したわけではなく、むしろ逆に、それを前提し利用することによって士族の「地主」化を達成しているのである。

ところで、「帰田法」によって士族が「地主」に転化し、保有面積10町歩を限度とする既存の地主とならんで「地主」となりえたとしても、士族の土地所有はその規模からしてとうてい「地主」範疇を成立せしめるものではなかった。第2表によれば、10町歩の土地所有者となりえた士族はただの1名

である。したがって、もし仮りに弘前藩の「帰田法」をもつて、既成の地主的土地所有を否定し、それに代わり、士族を私的土地所有者たらしめることによって新たな地主的土地所有を成立させたものとみるとすれば、それは二重の誤りをおかしていることになる。また、そうではなく、「帰田法」は士族の「地主」化によって新たな地主的土地所有の成立を実現させはしなかったが、少なくとも「帰田法」の内容にはそうした企図がふくまれており、ただその事業が廃藩置県後の「帰田法」停止措置によって中断されたために失敗したものである、というように解するとしても、それは事実¹¹⁾に反している。なぜなら、「帰田法」着手当初の藩のねらいは士族の「地主」化よりも「自作農」化に重点がおかれていたと思われるからであり、また、士族の「地主」化が確定的となった後においても、すでに廃藩置県前に決定された耕地配分基準にもとづくかぎり、士族の土地所有は基本的に「地主」範疇を成立せしめる内容のものではなかったからである。

「帰田法」は2,700町歩余の耕地（大部分は小作地）を少数の大地主の手から切り離して多数の士族へ分散・所有せしめ、少数の大土地所有者にかわって多数の零細土地所有者を創出したにすぎなかった。士族の大半は僅少の地主作徳米に寄食する零細な私的土地所有者たるにとどまった。それはたしかに士族の「地主」化を意味したが、「地主」としての士族の再生産は、その土地所有規模からして、本来不可能であったのみならなければならないのである。そして、廃藩置県直後の方針変化によって「帰田法」の基調が士族の「在村地主」化から「不在地主」化に変化するにおよんで、士族と分与耕地（小作地）との関係はきわめて稀薄なものとなり、さきの点とあいまって、分与耕地の転売—士族の土地喪失は不可避となった。かくて、大地主の手から切り離され多数の士族に分散・所有された小作地は、「帰田法」の内容からするいわば当然の帰結として、また、それが細分化され零細化されていたがためにきわめて容易に、新たな商人・高利貸資本のもとに集中されていったのである。

しかも、この過程で新たに形成されてきた地主的土地所有は、「帰田法」

を媒介にすることによって、安定的なものとなった。というのは、「帰田法」によって旧藩時代の質地小作慣行は一挙に破砕され、所定の年限を過ぎた質地はすべて流地として質取主たる旧地主から買取されていたからである。つまり、「帰田法」は旧藩時代の地主的土地所有を否定したが、同時に、そのことを通じて、その後の地主的土地所有の新たな展開と安定化に促進的役割を果たしたのであった。

このようにみれば、弘前藩の「帰田法」のなかに「土地領有者の体制的な地主への転化の動き」を見出すことによって、たとえば母里藩の「田園分賦法」などとは本質をまったく異にするものと解し、それを、封建領主的土地所有の「廃棄」と地主的土地所有の「創出」を内容とする明治維新の土地変革に決定的に対立する土地領主制改廃の一典型とみる見解は、弘前藩「帰田法」の性格の一側面のみを不当に強調した見解といってよいであろう。弘前藩の「帰田法」は「家禄削減をうけた領主・家臣団層の利益を最も露骨に反映した¹²⁾政策であったことにはかわりはないが、それは、決して地租改正・秩禄処分に対立するような土地領有制改革（領主・家臣団の体制的な地主への転化）としての内実をもっていたものではなかったのである。それは、あくまでも、後進地における封建家臣団解体過程の特殊的形態を具現したものとして捉えられるべきであり、もし土地制度史上に位置づけるとすれば、それは、前述のように、明治以降の地主的土地所有の新たな展開とその安定化に重要な役割を果たしたものとして評価さるべきであろう。

1) 『津軽承昭公伝』P.P. 330～331

2) 前節注20)参照

3) 『津軽承昭公伝』P.313。「帰田法」において藩が確保した耕地は「組備官田」を含め2,945町歩余とされているから、第2表の分与田地合計2,809町歩を控除すれば135町歩余となり、この「残田」面積とは一致しないが、第2表の分与田地面積は全体を中村下田とみなして所定の分米から機械的に計算された面積であるから一致しないのは当然である。

4) 同上 P. 314

5) 同上 P. 347

6) 同上 P. 347

- 7) 「津輕藩士族卒族江田方御分与一件書類」(文部省史料館蔵)
- 8) 「雑第八号 摘要」。これは中津輕郡役所の1吏員が行政上の必要事項を書き留めておいたものである。
- 9) 多額納税者の税金はすべて地租とはかぎらないから、その税額から地価さらに土地面積を計算してもあまり意味がない。ただ、明治27年4月5日付「東奥日報」には東津輕郡の地価1万円以上の地主名が載っており、それには前記資料に記載されている地主2名の名もみえている。したがって、ここから前記多額納税者は地価1万円前後の地主と考えてほぼ間違いなく、地価1万円は、地租改正時の青森県の田方算定地価から計算すれば約40町歩の田地となる。
- 10) 「明治四辛未年御郡中田畑献田并御買上調帳」による。
- 11) 「弘前藩のばあいも、廃藩置県による中央政府の『帰田法』停止措置のため、事業なかばで、所期の目的を達せられぬまま止めねばならなくなり、官収した士族に配賦した地もふたたび旧地主の手へ帰るという結果とな」ったとする丹羽氏の所説(前掲書 P.36)が正しくないことは以上から明らかであろう。
- 12) 丹羽邦男・前掲書 P. 31

(1964.7.30)

〔付記〕 本稿は前稿と同様昭和36年度文部省科学研究費交付金による研究の一部である。